事　務　連　絡
令和２年３月２４日

各県立学校長　様

高 等 学 校 課 長
特別支援教育課長
保 健 体 育 課 長

県立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる部活動等の再開について

新型コロナウイルス感染症による春季休業期間中の対応については、各県立学校において適切にご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、３月 19 日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域」では、「３つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策を行ったうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになるとの方向性が示されました。

本県におきましては、今後新たな感染者が確認されることは否定できませんが、３月 22 日時点では「感染状況が拡大傾向にある地域」「感染状況が確認されていない地域」には当てはまらず、専門家会議が示すうえの地域に該当すると考えられます。

つきましては、生徒の心身への影響なども考慮し、様々な感染防止対策を行ったうえで３月 28 日（土）以降、部活動及び補習について、各学校の状況を踏まえ再開できることとします（28 日（土）以前であっても、感染防止対策等の準備が整った場合は、部活動等の実施を可能とします）。

なお、感染防止対策等については、令和２年３月 24 日付け元文科初第 1780 号「令和２年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」を参照し対応するとともに部活動等の再開にあたっては、下記により対応することとします。

記

１　３つの条件が同時に重なる場を回避すること
　①　換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
　②　多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
　③　近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える　など

２　部活動等への参加については、生徒・保護者の意思を尊重すること

３　部活動については、次のことを遵守すること（別紙「県立学校の春季休業中の部活動について」を確認）
- 体調管理（体温チェックを行い、記録を取る）の実施
- 県外への遠征は禁止
- 生徒同士が接触して行う格闘技については禁止（柔道、剣道、レスリング、相撲など）
  ただし、生徒同士の接触を伴わない範囲において工夫した練習については、校長がその内容を確認して部活動を行うことができる
- 吹奏楽等、文化部については、パートごとに教室を構えるなど、工夫すること

４　各学校の教職員、生徒等に感染が確認されたときは、直ちに部活動等を中止すること

５　今後、県内において新たな感染者が発生するなど、状況が変化した場合は、再度活動を中止する場合があること

【担当】　高知県教育委員会事務局
高等学校課　山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課　原、吉井　（088-821-4741）
保健体育課　小谷、大塚（088-821-4900）